重要公告

令和八年二月十六日

建設連合・大分建設組合
建設連合国民健康保険組合
〒八七〇―〇九一六
大分市高松東三―一―一六
電話（〇九七）五五六―六二四三

令和八年度建設連合国民健康保険組合　健康保険料・介護保険料が決定

―国における子ども・子育て支援金制度の創設―

令和八年二月十四日（土曜日）、アジュール竹芝にて建設連合国民健康保険組合第一二一回組合会が開催され、令和八年度歳入歳出予算案が審議されました結果、令和八年度の健康保険料の医療給付費分において組合員および ご家族一名につき月額二〇〇円の減額、子ども・子育て支援金制度の創設により子ども・子育て支援金分として組合員および一九歳以上のご家族一名につき月額四〇〇円の設定をすることが決定いたしました。また、介護保険料月額は前年度と同額で据え置きとなることも併せて決定いたしました。（左上の表をご参照ください。）

今回の健康保険料改定につきまして、医療給付費分においては、被保険者数の増加による保険料収入の増加や医療費が当初の見込みを下回って推移している状況に加え、令和七年度決算にて発生すると見込まれる余剰金を歳入に繰り入れたうえで、現行の医療給付費分の金額を組合員およびご家族一名につき月額二〇〇円の減額をする方針が決定されました。

また、国において、少子化対策の強化を目的とした特定財源を確保するための仕組みである「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。すべての医療保険者は法令の定めにより国へ子ども・子育て支援納付金を納付することとなり、その財源として被保険者から「子ども子育て支援納付金分保険料」を徴収することとなります。このことにより、皆さまには令和八年四月分より、従来の健康保険料に加えて、新たに「子ども・子育て支援納付金分保険料」をご負担いただくこととなります。金額については、国の予算編成通知を踏まえて算出した子ども・子育て支援金の見込み、これに係る国庫補助金の見込み等を踏まえ、組合員および一九歳以上のご家族一名につき月額四〇〇円の設定をすることが決定いたしました。尚、介護保険料については、毎年度国から所定の算定方式を基に決定される金額が請求され、それを四〇歳から六四歳までの被保険者の人数で均等に割った金額が介護保険料額となりますが、令和八年度は七年度と同様になると予想されたことから、対象者一名につき、月額三七〇〇円で据え置きとなりました。組合員の皆さまには、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和８年度保険料（月額）（１名につき）

	年齢区分	健康保険料 医療分	（前年比）	後期分	子ども分	小計	（前年比）	介護保険料	組合費	合計	（前年比）
組合員	19歳以下	4,400	△200	3,400（据え置き）	400（新　設）	8,200	+200		3,000（据え置き）	11,200	+200
	20歳～24歳	6,400	△200			10,200	+200			13,200	+200
	25歳～29歳	9,400	△200			13,200	+200			16,200	+200
	30歳～39歳	13,400	△200			17,200	+200			20,200	+200
	40歳～49歳	16,400	△200			20,200	+200	3,700（据え置き）		26,900	+200
	50歳～64歳	19,100	△200			22,900	+200			29,600	+200
	65歳以上	19,300	△200			23,100	+200			26,100	+200
家族	1歳～6歳	1,800	△200	3,400（据え置き）		5,200	△200			5,200	△200
	7歳～18歳	1,800	△200			5,200	△200			5,200	△200
	19歳～39歳	2,800	△200		400（新　設）	6,600	+200			6,600	+200
	40歳～64歳	2,800	△200			6,600	+200	3,700（据え置き）		10,300	+200
	65歳以上	3,800	△200			7,600	+200			7,600	+200

※上記の「医療分」は医療給付費分、「後期分」は後期高齢者支援金分、「子ども分」は子ども・子育て支援金分を指しております。
※０歳のご家族については１歳を迎える誕生月の前月まで（1 日生まれの方は誕生月の前々月まで）保険料が免除となります。
※新保険料月額は令和８年４月分から令和９年３月分の保険料に適用されます。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用下さい！

処方薬などのデータに基づきより良い医療を受けることができる、手続きなしで高額療養費の限度額を超える窓口での支払いが免除されるなどのメリットがございます。
※マイナンバーカードの作成や保険証利用登録はご自身でおこなっていただく必要がございます。